

取引参加者における不公正取引防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 法第2条第8項第12号口の投資一任契約及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)第123条第1項第13号イからホまでに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年6月1日から施行する。</p>	<p>別表 売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表</p> <p>(略)</p> <p>(注) 1. (略)</p> <p>2. 法第2条第8項第12号口の投資一任契約及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)第123条第13号イからホに掲げる行為については、その顧客を抽出の対象から除くことができる。</p> <p>3. (略)</p>